

健康診査に関する制度の比較

制度 (健診の名称)	健康増進事業	医療保険による特定健康診査				医療保険による保健事業		労働衛生対策		母子保健	
	(歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、健康診査、保健指導、がん検診)	(特定健康診査)	組合管掌健康保険 (一般健康診査、人間ドック等)	全国健康保険協会管掌健康保険 (一般健康診査、付加健診等)	国民健康保険 (一般健康診査、人間ドック)	後期高齢者医療制度 (健康診査)	(一般健康診断)	(乳幼児健康診査)	(妊産婦健康診査)		
健診の根拠法令	健康増進法第19条の2	高齢者の医療の確保に関する法律(法第20条)	健康保険法第150条	健康保険法150条	国民健康保険法第82条	高齢者の医療の確保に関する法律第125条	労働安全衛生法第66条第1項	母子保健法第12条・13条	母子保健法第13条		
実施主体及びその責務	市町村(努力義務)	保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団)(義務)	健康保険組合(努力義務)	全国健康保険協会(努力義務)	市町村、国保組合(努力義務)	後期高齢者医療広域連合(努力義務)	事業者(義務) ※事業者の実施義務については、罰則(罰金)あり	市町村(義務;母子保健法第12条における健診) (必要に応じた実施・勧奨義務;母子保健法第13条における健診)	市町村(必要に応じた実施・勧奨義務)		
目的	生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進	国民の高齢期における適切な医療の確保	被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進	被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進	被保険者の健康の保持増進	被保険者の健康の保持増進	労働者の健康管理	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進			
事業の実施規則等の有無	○健康増進法施行規則(厚生労働省令) ○健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(厚生労働省告示) ○健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について(厚生労働省健康局長通知) ○がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について(厚生労働省健康局長通知) ○健康診査管理指導等事業実施のための指針について(健康局総務課長通知)等	○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(厚生労働省令)等	健康保険組合事業運営指針(厚生労働省保険局長通知)	全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(厚生労働省告示)	○高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針(厚生労働省告示)	労働安全衛生規則(厚生労働省令)	○母子保健法施行規則(厚生労働省令) ○乳幼児に対する健康診査の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) ○乳幼児に対する健康診査について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	○母子保健法施行規則(厚生労働省令) ○妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(厚生労働省告示)		
対象者(根拠規定)	局長通知において、以下のとおりとしている。 ●歯周疾患検診:当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者 ●骨粗鬆症検診:当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性 ●肝炎ウイルス検診:原則、以下に該当する者 (1)当該市町村の区域内に居住地を有し、当該年度において満40歳となる者 (2)当該市町村の区域内に居住地を有し、当該年度において満41歳以上となる者であって、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者 ●健康増進法施行規則第4条の2号に定める診査・市町村の区域内に居住地を有する健康増進法施行規則第4条の2第4号に規定する者(※) ・在宅の寝たきり者及びこれに準ずる者(訪問健康診査) ・家族等の介護を担う者のうち、訪問による健康診査の実施が必要なも(介護家族訪問健康診査) ※特定健康診査非対象者及び75歳以上の者であって同法第51条第1号又は第2号に規定する者 ●がん検診: (胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者 (乳がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性 (子宮頸がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性 (総合がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者	当該年度の4月1日における加入者であって、当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達するもの。 ※妊産婦、特別養護老人ホーム入所者等は除く。 (高齢者の医療の確保に関する法律第20条、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条) ●がん検診: (胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者 (乳がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性 (子宮頸がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性 (総合がん検診)当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者	各健康保険組合の内部規定によるが、上記の指針において、以下の実施を努めることとしている。 (実施要綱) ●生活習慣病にかかる健康診査については、発症が多い30歳から少なくとも5年に1回以上、40歳以降は毎年 ●人間ドックについては、40歳以降少なくとも5年に1回以上	次に掲げる年齢を要件を満たす者であって、受診を希望する被保険者(実施要綱) ●一般健診 健診を受診する年度において、35歳以上75歳未満の者 ●付加健診 健診を受診する者のうち、当該年度において、40歳又は50歳の者 ●乳がん・子宮頸がん検診 一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40歳以上の偶数の年齢に達する女子、子宮頸がん検診を単独受診する者については、当該年度において、20歳以上40歳未満の偶数の年齢に達する女子	○市町村又は特別区の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第5条) ※ただし、国民健康保険の被保険者の適用除外となる者は対象外(国民健康保険法第6条) ○組合員及び組合員の世帯に属する者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者とする。(国民健康保険法第19条) ※ただし、国民健康保険の被保険者の適用除外となる者は対象外(国民健康保険法第6条(第10号を除く。))	○後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者(国民健康保険法第5条) ○後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの (労働安全衛生法第2条第2号) 労働安全衛生法第66条第1項で事業者健康診断の実施義務が課せられている。 同条第5項ただし書きで、労働者が事業者の指定した医師又は歯科医師以外の医師又は歯科医師が行う厚生労働省令の規定による健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、事業者が行う健康診断は受けなくてよいとされている。	事業又は事務所で使用される者で賃金を支払われる者。 ※ただし家族労働者、家事使用人、国家公務員等は除く。 (労働安全衛生法第2条第2号) 労働安全衛生法第66条第1項で事業者健康診断の実施義務が課せられている。 同条第5項ただし書きで、労働者が事業者の指定した医師又は歯科医師以外の医師又は歯科医師が行う厚生労働省令の規定による健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、事業者が行う健康診断は受けなくてよいとされている。	●満1歳6ヶ月を超え満2歳に達しない幼児、満3歳を超え満4歳に達しない幼児(母子保健法第12条) ●上記以外の乳幼児に対して、市町村は、必要に応じ、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない(母子保健法第13条)	妊産婦に対して、市町村は、必要に応じ、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。(母子保健法第13条)		
健診項目の規定	あり	あり	任意(規定なし)	あり	任意(規定なし)	あり(事業の実施要綱に規定)	あり(労働安全衛生規則第44条)	あり	あり		
健診項目	身体計測	身長、体重及び腹囲の検査	身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)			身体計測(身長、体重、BMI)	身長、体重、腹囲	発達状況(身長、体重、頭圍、胸圍) ※胸圍は1歳6か月児健診のみ	あり 子育産長、腹圍、体重:毎回 身長:初回のみ		
	問診・診察		質問票(服薬歴・喫煙歴の法定4項目+18項目=全22項目、理学的検査(身体診察))	診察等		既往歴の調査(服薬歴・喫煙習慣の状況に係る調査を含む)、自覚症状及び他覚症状の有無の検査	既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査	●身体発育状況 ●栄養状態 ●脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 ●皮膚の疾病の有無 ●四肢運動障害の有無 ●精神発達の状況 ●言語障害の有無 ●予防接種の実施状況 ●その他の疾病及び異常の有無 ●その他育児上問題となる事項 ●眼の疾病及び異常の有無:3歳児健診のみ ●耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無:3歳児健診のみ ●歯及び口腔の異常の有無	●問診・診察等:毎回 ●保健指導:毎回 ●浮腫:毎回		
	生理	血圧の測定	血圧測定	血圧測定、心電図検査、眼底検査、肺機能検査、腹部超音波検査		血圧測定	視力及び聴力の検査、血圧の測定、心電図検査		血圧:毎回		
	生化学	高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査並びに血糖検査	(脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)、肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)、血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c))	生化学的検査		(脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)、肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)、血糖検査)	肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査				
	血液		※)詳細項目として、貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)	血液学的検査		※)詳細項目として、貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)	貧血検査		●妊娠初期に1回:血液型等の検査(ABO血液型、Rh血液型及び不規則抗体)、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体検査、血糖検査、血算検査 ●妊娠30週までに1回:HbA1c-1抗体検査 ●妊娠24~35週内に1回:血糖検査、血算検査 ●妊娠36週~出産までに1回:血算検査		
	画像		※)詳細項目として、12誘導心電図、眼底	胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査		※)詳細項目として、12誘導心電図、眼底	胸部X線検査		【超音波検査】 ●妊娠初期~妊娠23週:期間内に2回 ●妊娠24週~35週:期間内に1回 ●妊娠36週~出産まで:期間内に1回		
その他(尿・便等)	健康診査における検査項目に含むものとする(厚生労働省告示)	尿検査(原糖、尿蛋白) ※)一定の基準の下、医師が必要と認めた場合には、詳細な健診を実施	尿検査、糞便検査、乳がん検診、子宮頸がん検診等		尿検査(原糖、尿蛋白) ※)一定の基準の下、医師が必要と認めた場合には、詳細な健診を実施	尿検査、尿検査	●尿(糖・蛋白):毎回 ●子宮頸がん検診(細胞診):妊娠初期に1回 ●性器クラミジア検査:妊娠30週までに1回 ●B群溶血性レンサ球菌(GBS)検査:妊娠33~37週までに1回				
基本健診の回数	規定なし	毎年度	任意(規定なし)	規定なし	任意(規定なし)	規定なし	1年以内ごとに1回(労働安全衛生規則第44条)	1回(母子保健法第12条における健診) 任意(母子保健法第13条)	14回程度(妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(厚生労働省告示))		
費用負担	国庫負担(補助)金交付要綱に基づいて予算の範囲内での国庫補助(健康局長通知)	各保険者により異なる。 ※市町村国保は助成あり(国1/3、都道府県1/3、保険者1/3)、その他の保険者は予算の範囲内で国庫補助	任意(規定なし)	全国健康保険協会負担(国庫補助なし)	申請があり、かつ、保健事業の助成要件を満たす保険者のうち ・早期介入保健指導で実施する健康診査において、40歳未満の国保被保険者に限り、特定健診の検査項目の範囲内で助成対象経費とする。 ・保健指導の中間評価において、効果測定を目的として実施された検査費用は1回に限り助成対象とする。 ・糖尿病性腎症重症化事業の実施に限り、特定健診範囲外の検査項目であっても、事業実施に必要な事業実施後の報告に必要な検査費用は助成対象経費とする。 ・歯科保健センターで実施する歯科検診は助成対象経費とする。	国庫補助1/3、広域連合2/3(市町村に対し、国庫補助と同額を地方交付税措置)対象者からの負担は各広域連合で設定	事業者負担	(母子保健法第12条における健診) 公費(母子保健法第21条:市町村(一般財源(地方交付税措置))により措置) (母子保健法第13条における健診) 一般財源(地方交付税措置)	一般財源(地方交付税措置)		
有所見の基準の設定の方法(基準数値の有無、指導区分の分類法等)	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)及び高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づき各後期高齢者医療広域連合が保健事業として行う健康診査に準ずるものとする	基準値あり(腹圍第一基準、血糖・脂質・血圧・喫煙歴のリスク数で、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)に係る階層化判定を行う。)	規定なし(各健康保険組合による)	健診結果の判定は、標準的な健診・保健指導プログラム及び関係学会の判定基準等を参考に健診機関において定める。 指導区分は、異常なし、軽度異常、経過観察、要治療、要精密検査の5段階に分類。	規定なし(各保険者による)	規定なし	規定なし(医師が個別に判定)	医師が個別に判定 通知にて参考として、 異常なし、既医療、要経過観察、要紹介(要精密・要治療)に区分	医師が個別に判定 規定なし		
精度管理事業の有無	規定あり(厚生労働省告示)	規定あり(厚生労働省告示)	規定なし	規定あり(実施要綱において健診実施機関の選定基準に定められている)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし		
健康手帳の有無	規定あり(厚生労働省告示)	規定なし	任意(各健康保険組合による)	規定なし	任意(各保険者による)	規定なし	規定なし	あり(母子保健法第16条)	規定あり(母子保健法第16条)		

制度 (健診の名称)	学校保健			私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合法	地方公務員等共済組合法
	(就学時の健康診断)	(幼児、児童、生徒又は学生の健康診断)	(職員の健康診断)			
健診の根拠法令	学校保健安全法第11条	学校保健安全法第13条	学校保健安全法第15条	私立学校教職員共済法第26条	国家公務員共済組合法第98条	地方公務員等共済組合法第112条
実施主体 及び その責務	市(特別区含む)町村の教育委員会 (義務)	学校 (義務)	学校の設置者 (義務)	日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合 (実施可能規定)	地方公務員共済組合 (実施可能規定)
目的	幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康の保持増進、学校教育の円滑な実施			私立学校教職員共済法第14条に定める加入者及び その被扶養者の健康の保持増進	組合員及び被扶養者の健康の保持増進	組合員及び被扶養者の健康の保持増進
事業の実施規則等の有無	学校保健安全法施行令、及び施行規則(省令)			規定なし	各共済組合の内部規定	各共済組合の内部規定
対象者(根拠規定)	学校教育法第17条第1項の規定により翌学年の初め から同項に規定する学校に就学させるべき者で当該市 町村の区域内に住所を有する者。(学校保健安全法第 11条)	幼児、児童、生徒又は学生。(通償による教育を受ける 学生を除く)(学校保健安全法第13条)	学校の職員。(学校保健安全法第15条)	私立学校教職員共済法第14条に定める加入者及び その被扶養者。	規定なし(各共済組合の内部規定による)	規定なし(各共済組合の内部規定による) (地方公共団体が行う検診、健康診断等が優先) (1)国(警察庁所属職員)については、①人事院規則 適用により、②国家公務員法により国が国家公務員に 対して健康診断等の厚生事業を実施する義務がある。 (2)地方公務員については、①労働安全衛生法が適 用されることに伴い、同法に基づき地方公務員が事業 主の義務として行う検診が存在し、②地方公務員法に 基づき地方公共団体が健康診断等の厚生事業を実施 することが義務付けられている。 まず、これらの事業が優先されることとなり、地方公務 員共済組合の行う健診事業は、これらの事業を補完す る性格を有している。 (人事院規則10-4第20条、国家公務員法第73条及 び労働安全衛生法第66条、地方公務員法第42条)
健診項目の規定	あり	あり	あり	任意(規定なし)	任意(規定なし。一般健康審査は人事院規則に準じる)	任意(規定なし)
健診項目	身体計測	身長、体重	身長、体重及び腹囲			
	問診・診察	栄養状態・骨格等の診察	栄養状態・骨格等の診察			
	生理	視力、聴力等	視力、聴力等	心電図、胃の検査等		
	生化学			肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査		
	血液			血液検査		
	画像			胸部X線		
	その他(尿・便 等)		尿検査	尿検査		
基本健診の回数	就学時1回	年1回	年1回	任意(規定なし)	任意(規定なし。一般健康審査は人事院規則に準じる)	任意(規定なし)
費用負担	市(特別区含む)町村の教育委員会負担	学校の設置者負担	学校の設置者負担	任意(規定なし)	任意(規定なし)	任意(規定なし)
有所見の基準の設定の方法 (基準数値の有無、 指導区分の分類法等)	規定なし	指導区分あり(生活規則の面及び医療の面(結核につ いて))	指導区分あり(生活規則の面及び医療の面)	規定なし(健診実施機関による)	任意(規定なし。一般健康審査は人事院規則に準じる)	規定なし(組合及び全国市町村職員共済組合連合会 による)
精度管理事業の有無	規定なし(ただし、学校保健安全法第13条の健康診断における身体計測については実施方法が記載)			規定なし	規定なし(各共済組合による)	規定なし(組合及び全国市町村職員共済組合連合会 による)
健康手帳の有無	規定なし			規定なし	任意(各共済組合による)	任意(組合及び全国市町村職員共済組合連合会によ る)